（企画調整課の所掌事務）

第二十二条　企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　技術に関する渉外に関すること（地理地殻活動研究センター及び国際連携調整推進官の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項及び第二百八条第六項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方整備局組織規則を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定でこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（道路部の所掌事務） **第九条**　（略） 2　道路部（東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局を除く。）は、前項各号に掲げる事務のほか、国が設置する都市公園に関する工事の計画（建政部の所掌に属するものを除く。）及び工事の実施に関する事務をつかさどる。 3　東北地方整備局及び関東地方整備局の道路部は、第一項各号に掲げる事務のほか、国が設置する都市公園その他の公共空地に関する工事の計画（東北地方整備局にあっては建政部及び河川部の所掌に属するものを、関東地方整備局にあっては建政部の所掌に属するものを除く。）及び工事の実施（東北地方整備局にあっては河川部の所掌に属するものを除く。）に関する事務をつかさどる。 4　（略） （工事安全推進官） **第五十五条の十一**　港湾空港部（東北地方整備局、関東地方整備局及び九州地方整備局を除く。）に、工事安全推進官一人を置く。 2　（略） （道路計画第一課の所掌事務） **第九十八条**　（略） 2・3　（略） 4　関東地方整備局の道路計画第一課は、第一項に掲げる事務のほか、国が設置する都市公園その他の公共空地に関する工事の計画（建政部の所掌に属するものを除く。）に関する事務をつかさどる。	（道路部の所掌事務） **第九条**　（略） 2　道路部（東北地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局を除く。）は、前項各号に掲げる事務のほか、国が設置する都市公園に関する工事の計画（建政部の所掌に属するものを除く。）及び工事の実施に関する事務をつかさどる。 3　東北地方整備局道路部は、第一項各号に掲げる事務のほか、国が設置する都市公園その他の公共空地に関する工事の計画（建政部及び河川部の所掌に属するものを除く。）及び工事の実施（河川部の所掌に属するものを除く。）に関する事務をつかさどる。 4　（略） （工事安全推進官） **第五十五条の十一**　港湾空港部（関東地方整備局を除く。）に、工事安全推進官一人を置く。 2　（略） （道路計画第一課の所掌事務） **第九十八条**　（略） 2・3　（略） （新設）